

平成28年5月9日

『年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得の高齢者向け給付金）』
（支給額3万円）の実施に伴うお願いについて

1. 制度の趣旨

「低所得の高齢者向け」の年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下、低所得の高齢者向け給付金）は、高齢で所得の少ない方を支援するために実施するものです。【新設】

2. 今後の予定

(1) 申請書類の送付

5月13日（金）に対象となる可能性のある方への申請書類一式を郵便局へ持ち込みます。区内へは5月16日（月）から順次、配達される見込みです。

申請の手続きは、返信用封筒を同封し郵送で行います。

※申請者への送付物一覧（申請書などの見本は、お手元のコピー等をご覧ください）

- ①申請書〔対象者は申請書に印字済〕－A3両面（緑色）
- ②振込口座指定書（兼添付書類貼付台紙）〔口座印字が無い方へ送付〕－A3片面
- ③送付用の窓あき封筒〔低所得の高齢者向け給付金 専用〕－（緑色）
- ④返信用封筒〔低所得の高齢者向け給付金 専用〕－（緑色）

(2) 申請受理後に内容を審査し、支給のお知らせまたは不支給のお知らせを郵送します。支給決定者には口座振込で1回のみ支給します。

(3) 支給開始時期

低所得の高齢者向け給付金は、支給決定後に順次口座振込を行います。

(4) 申請期限

低所得の高齢者向け給付金は、平成28年8月31日（水）まで〈消印有効〉

3. その他

給付金の概要については、別紙をご参照ください。

4. お問い合わせ先

・足立区での申請方法に関する問い合わせ：足立区 臨時給付金電話窓口

電 話 (03) 3880-9901

受付時間 午前8時30分から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)

・制度に関する問い合わせ：厚生労働省 給付金専用ダイヤル

電 話 0570-037-192
オ-!みな いいきゅうふ

受付時間 午前9時から午後6時まで

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

確認じや！ 高齢者向け給付金。

高齢者で所得の少ない非課税の方など対象

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成27年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が
異なります。
- 足立区で支給対象となる可能性の
ある方へ、5月中旬以降に順次、
申請書類を郵送

低所得の

高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、
平成28年度中に65歳以上になる方



カクニンジャ



制度に関するお問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル:

0570-037-192

9時～18時(平日のみ)。ただし、
4月1日～7月31日は土日祝も開設。)

■ IP電話からおかけの場合: 03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでのお問い合わせの場合: 06-6645-6278



カクニンジャ 検索

足立区での申請に関するお問い合わせ: 足立区臨時給付金電話窓口

(03)3880-9901

平日の8時30分から17時まで(土日祝は除く)
申請期限: 8月31日(水)〈消印有効〉



「高齢者向け給付金」を装う

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は警察相談専用電話(※9110)にご連絡ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

支給対象者



平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、
平成29年3月31日までに65歳以上になる方

(ただし、生活保護の受給者である方などは除きます。)

Q.よくあるご質問		A.回答	
Q.「平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者」とはどのような人ですか？	A.平成27年度分の住民税が課税されていない方です。 (ただし、住民税において、課税者の扶養親族になっている方は除きます。)		
Q.年金を受給していても、今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 年金を受給しているか否かは問いません。		
Q.住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)を教えてください。	A.お住まいの地域によって異なりますが、収入が年金のみで東京23区等にお住まいの場合、単身者で年収「155万円」、配偶者を扶養している場合で年収「211万円」となります。		
Q.平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 平成27年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません。		
Q.「平成29年3月31日までに65歳以上になる方」は、いつまでに生まれた人ですか？	A.昭和27年4月1日以前に生まれた方です。 (昭和27年4月1日に生まれた方も含まれます。)		

支給額



1人につき **30,000円**

※支給は1回です。

申請方法

- **高齢者向け給付金を受け取るためには、市町村へ申請が必要です。**
- **申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。**
(平成27年から現在まで引越をしていないければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)
- **申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。**
- **詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ(「カクニンジャ」で検索)をご確認ください。**

お問い合わせ先

カクニンジャ

「厚生労働省給付金専用ダイヤル **0570-037-192**」または

「申請先の市町村」へお問い合わせください。

カクニンジャ

検索

年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要

	① 低所得の高齢者向け給付金	② 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金
趣 旨	賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点などから、低所得の高齢者および低所得の障害・遺族基礎年金受給者を対象に支給する。	
支給対象者	<p>◆約7万人の見込み</p> <p>次のすべてにあてはまる方</p> <p>(1) 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方</p> <p>ア. 基準日(平成27年1月1日)時点で足立区に住民票がある</p> <p>イ. 平成27年度分の区民税(均等割)が課税されない</p> <p>※ただし、本人が課税されない場合でも、課税対象となっている子どもや親族等の税法上の扶養親族となっている場合は対象外。</p> <p>ウ. 生活保護等制度等の被保護者でない</p> <p>(2) 平成28年度中(平成29年3月31日まで)に65歳以上となる方</p> <p>※ 昭和27年4月1日以前に生まれた方 (昭和27年4月1日生まれの方も含む)</p>	<p>◆約1万人の見込み</p> <p>次のすべてにあてはまる方</p> <p>(1) 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方</p> <p>ア. 基準日(平成28年1月1日)時点で足立区に住民票がある</p> <p>イ. 平成28年度分の区民税(均等割)が課税されない</p> <p>※ただし、本人が課税されない場合でも、課税対象となっている子どもや親族等の税法上の扶養親族となっている場合は対象外。</p> <p>ウ. 生活保護等制度等の被保護者でない</p> <p>(2) 以下のいずれかの年金について、平成28年6月の受給がある方</p> <p>支給対象となる年金：障害基礎年金・遺族基礎年金、旧法障害年金(障害等級1級または2級)など</p> <p>※ただし、5月分の受給がない(4月分のみ受給)の方は対象外</p> <p>なお、年金は偶数月に前2カ月分が支給される(6月に4・5月分を支給)</p>
給付額	対象者1人につき3万円(1回のみ) ※①と②の併給は不可	
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる可能性のある方に5月中旬以降に順次、申請勸奨書類を送付。 申請は申請勸奨書類に同封の返信用封筒で郵送。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる可能性のある方に9月中旬以降に、申請勸奨書類を送付予定。 (裏面の)③28年度臨時福祉給付金(3,000円)とあわせて申請・支給を行う予定(②と③の併給は可能)。 申請は申請勸奨書類に同封の返信用封筒で郵送。
支給開始	<ul style="list-style-type: none"> 支給は6月頃から順次、1回のみ口座振込。 支給は、国の基準により10月以降に順次、1回のみ口座振込。 	

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の概要

	③28年度 臨時福祉給付金	《参考》27年度 臨時福祉給付金	《参考》26年度 臨時福祉給付金	《参考》 子育て世帯 臨時特例給付金
趣旨	平成26年4月の消費税率引き上げ（5%→8%）に伴い、その負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的措置として支給する。			
支給 対象者	<p>◆約14万人の見込み</p> <p>次のすべてにあてはまる方</p> <p>(1) 基準日（平成28年1月1日）時点で足立区に住民票がある</p> <p>(2) 平成28年度の区民税（均等割）が課税されない ※ただし、本人が課税されない場合でも、課税対象となっている子どもや親族等の税法上の扶養親族となっている場合は対象外。</p> <p>(3) 生活保護等制度等の被保護者でない</p>	<p>次のすべてにあてはまる方</p> <p>(1) 基準日（平成27年1月1日）時点で足立区に住民票がある</p> <p>(2) 平成27年度の区民（均等割）が課税されない ※ただし、本人が課税されない場合でも、課税対象となっている子どもや親族等の税法上の扶養親族となっている場合は対象外。</p> <p>(3) 生活保護等制度等の被保護者でない</p>	<p>次のすべてにあてはまる方</p> <p>(1) 基準日（平成26年1月1日）時点で足立区に住民票がある</p> <p>(2) 平成27年度の区民税（均等割）が課税されない ※ただし、本人が課税されない場合でも、課税対象となっている子どもや親族等の税法上の扶養親族となっている場合は対象外。</p> <p>(3) 生活保護等制度等の被保護者でない</p>	※28年度は実施しません。
給付額 (対象者1人あたり)	3,000円（1回のみ） （平成28年10月～平成29年3月の半年分）	6,000円（1回のみ） （平成27年10月～平成28年9月の1年分）	10,000円（1回のみ） 該当者に5,000円を加算(※1) （平成26年4月～平成27年9月の1年半分）	
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる可能性のある方に9月中旬以降に順次、申請勸奨書類を送付。 申請は申請勸奨書類に同封の返信用封筒で郵送。 	支給終了	支給終了	
支給開始	<ul style="list-style-type: none"> 支給は、国の基準により10月以降に1回のみ口座振込。 	平成27年10月～ （国の基準）	平成26年8月～	

※1：26年度臨時福祉給付金の加算要件は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、児童手当（経過措置）などの受給者。

お問い合わせ番号

お問い合わせ先

足立区 臨時給付金電話窓口

(03) 3880-9901

受付時間 午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
※お問い合わせの際は上記のお問い合わせ番号をお伝えください

所得の少ない高齢の方対象

年金生活者等支援 臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)のご案内

ご案内の発送について

- このご案内は、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)の支給対象者であるかをご確認いただくためにお送りしています。
- 申請書(この用紙の右側)の「2 支給対象者」欄に記載のある方は、平成27年度の特別区民税・都民税が課税されていないことをお知らせします。
- このご案内の発送準備時点での課税情報に基づいており、その後所得および控除等の変更により、課税者となる場合もありますので、ご承知おきください。
- このご案内は、非課税証明書としては使用できませんのでご注意ください。

足立区民部課税課

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)とは

- 国の決定により、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者の支援、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る目的などから、低所得の高齢者等を対象に支給するものです。
- 支給対象者1人につき、30,000円を支給します(1回限りの支給です)。

支給対象となる方 ※支給には申請が必要です。

今回の給付金は、平成27年度の住民記録状況や課税状況等を基準にしています。下記を確認のうえ、ご申請ください。

対象となる方

ただし、下記の方は対象外です。

- 平成27年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前生まれの方)
- 平成27年1月1日現在で足立区の住民基本台帳に登録されている方
- 平成27年度分区市町村民税(均等割)が課税されない方

対象外の方

- 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活支援費の受給者である場合
- ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者である場合
- 平成27年1月1日から支給決定される前の間に亡くなられた方
- 外国人で短期滞在者及び不法滞在の方
- 平成27年度区市町村民税(均等割)課税者の扶養親族等となっている場合
- (税法上の扶養親族、控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、青色・白色事業専従者)
- 生活保護制度の被保護者となっている場合

申請方法

- この用紙右側の「申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、同封の返信用封筒に入れ、郵送で足立区にお送りください。
- 確認書類が必要な方は忘れずに同封してください(裏面参照)。

申請書提出期限

平成28年8月31日(水)まで(消印有効)

⚠ 期限までに申請書の提出がない場合は支給できません。

このご案内は、支給対象となる可能性のある方に広くお送りしています。課税者に扶養されている場合や、課税所得がある場合等は支給対象となりません。申請されても、審査の結果、支給対象でない場合は、不支給となりますのでご了承ください。



申請書

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)

28-1

足立区長宛 ※この用紙は、機械で読み込みますので、汚さないようにお願いします。

1 申請・受給者 私は、裏面の誓約・同意事項に誓約・同意のうえ、この給付金を申請します。

申請日	平成	年	月	日	該当するものに○をしてください。	① 本人	② 基準日(平成27年1月1日)時点同一世帯	③ 法定代理人	※詳細は裏面参照
平成27年1月1日の住所									
現在足立区に登録のある住所									
申請者氏名	フリガナ				印	生年月日	① 明治	② 大正	③ 昭和
ご自宅の電話番号						日中連絡のつく電話番号	年	月	日

申請者氏名等をご記入のうえ、赤枠の部分に押印してください。あらかじめ支給対象者のカナを印刷しておりますが、法定代理人等の場合はフリガナを二重線で消した後、代理人の方の氏名とフリガナをご記入ください。

2 支給対象者

支給対象者は、裏面の誓約・同意事項に誓約・同意するものとします。また、申請者がご本人でない場合は、この給付金の申請・受給を1の申請・受給者に委任するものとします。

No.	氏名	押印	生年月日	性別
1		印		

確認のうえ、必ず押印してください(スタンプ印は無効)

3 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)の受取口座

昨年度足立区で臨時福祉給付金を受給された方で、申請者と支給対象者と口座名義人が同一の場合に振込口座を印刷しています。

① 下記に金融機関名等が印刷されている方 印刷されている口座が解約されていないことをご確認ください

印刷してある口座への振込でよろしければ上記1と2を記入・押印ののち、同封の返信用封筒で申請書をお送りください。外国人の方は、振込口座名の印刷の有無に関わらず、在留カードまたは特別永住者証明書等のコピーを申請書と一緒にお願いします。

※印刷してある口座以外へ振込をご希望の方は、左ページ上部に記載の「足立区 臨時給付金電話窓口」までご連絡ください。「振込口座指定書(兼添付書類貼付台紙)」をお送りします。この場合、ご本人や銀行口座等の確認書類が必要となります。

口座名義	金融機関	支店	預金種別	口座番号(一部非表示にしています)
------	------	----	------	-------------------

② 上記に金融機関名等が印刷されていない方 「振込口座指定書(兼添付書類貼付台紙)」を同封しています

同封の「振込口座指定書(兼添付書類貼付台紙)」に口座名義人と金融機関名等をご記入ください。あわせて、本人確認書類、口座確認書類等、必要な書類を貼付して、この申請書と一緒に同封の返信用封筒にてお送りください。

<足立区使用欄> 以下の欄には何も記入しないでください。

整理番号											
:	:	:	:	-	:	:	:	:	:	:	:

キリトリ線

申請する際のご確認事項

代理で手続きできる方

① **同一世帯** 基準日(平成27年1月1日)時点で支給対象者の住民登録上での同一世帯の方

② **法定代理人** 成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人および補助人

必要書類 代理人と支給対象者、両方の本人確認書類のコピー

【顔写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・健康保険証等】

- ・代理人と支給対象者、両方の本人確認書類(コピー)を添付してください。
- ・法定代理人の場合は、登録事項証明書など支給対象者と代理人との関係を証明する書類(発行後3カ月以内)も必要です。
- ・①の申請者氏名のあらかじめ印刷してあるフリガナは二重線で消した後、代理人の方の氏名とフリガナをご記入ください。

外国人の方(表面②に印刷の金融機関口座へ振込をご希望の場合も必要となります)

必要書類 在留カード または 特別永住者証明書等のコピー

- ・在留資格、在留期間等の確認が必要となります。
- ・在留期間が概ね2カ月以内となった方は、入国管理局で在留期間の更新後、お手続きをお願いします。

表面②に口座名義人や金融機関名等が印刷されていない方

- ・同封の別紙「振込口座指定書(兼添付書類貼付台紙)」をご記入ください。
- ・振込口座のご記入と、必要な添付書類を貼付していただき、申請書と一緒に送ってください。

必要書類 支給対象者の本人確認書類のコピー

受取口座の通帳またはキャッシュカードのコピー

表面③に印刷された金融機関口座以外に振込をご希望の方

- ・ご本人や銀行口座等の確認書類が必要となりますので、表面に記載の「臨時給付金電話窓口」までご連絡ください。別途「振込口座指定書(兼添付書類貼付台紙)」をお送りいたします。

誓約・同意事項

⑥ 平成27年度臨時福祉給付金(6,000円)を受給(受給していない場合は、平成27年度臨時福祉給付金の支給要件に該当)し、かつ、年齢が平成28年度中に65歳以上(生年月日が昭和27年4月1日以前)であり、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)」(以下、この給付金という)の支給要件に該当します。

⑦ 支給対象者資格の有無等について、区が税や各手当等の情報を公簿等で確認することや必要な資料の提供等を他の行政機関に求めることに同意します。

⑧ 他の官公署から給付金支給に関わる事項の照会があった場合には、回答することに同意します。

⑨ 支給対象者資格の有無等について公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

⑩ 支給不支給にかかわらず、申請書およびご提出いただいた書類は返却できません。

⑥ 申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、足立区が申請・受給者に連絡・確認できなかったときは、申請を取り下げたものとして取り扱われることに同意します。

⑦ この申請書は、足立区が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑧ この給付金の支給後、平成27年度分の区市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等、この給付金の支給の前提となる平成27年度臨時福祉給付金の支給要件*に該当しないことが判明した場合には、この給付金を返還します。

*平成27年度臨時福祉給付金の支給要件

- ・平成27年度分の区市町村民税(均等割)の非課税者であること。
- ・平成27年度分の区市町村民税(均等割)の課税者の扶養親族等に当たらないこと。
- 等の所定の要件を満たす者。

申請手続きの流れ

① この給付金の支給対象者であるかご確認のうえ、申請書をご記入ください。

- ・この用紙の表面「支給対象となる方」をご参照いただき、支給要件に該当していることをご確認ください。
- ・表面の「申請書」の必要事項をもれなく記入・押印(スタンプ印は無効)してください。
- ・添付書類が必要な方は、この用紙の左側をご確認のうえ、必要な添付書類をご用意ください。

② 申請書類を郵送してください。

- ・ご記入いただいた「申請書」を(外国人の方や振込口座指定書がある方などは添付書類も一緒に)同封の返信用封筒に入れて投函してください。
- ・申請書および添付書類はお返しできません。添付書類は必ずコピーしたものを送ってください。

申請

③ 申請書類の内容を審査します。

- ・申請していただいた内容について、支給対象者か否かを審査いたします。
- ・申請内容に不備等がありましたら、不備の内容をお知らせし、申請書類等がそろい次第審査します。
- ⚠️ 申請書類の不備や振込不能となった場合などは、郵送等でお知らせします。お知らせに記載の期日を経過しても書類等が整わない場合は、申請を取り下げたものとして取り扱います。通知不能の場合も同様に扱います。

④ 「審査結果のお知らせ」をお送りします。

- ・審査後、口座振込等の準備が整いましたら、のご案内の宛名の方にお知らせをお送りします。
- ・なお、審査の結果、支給とならなかった方に対しても、同時期にお知らせをお送りします。
- ・申請の状況により日数がかかる場合がありますが、支給・不支給にかかわらず必ずお送りします。
- ・同時期に申請された方でも、審査処理等の状況により、口座振込の時期がずれる場合があります。

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)Q&A

Q1 高齢者(年金受給者)全てが給付金の対象ですか？

A1 この給付金は、住民税が非課税など所得の低い方が対象となりますので、全ての高齢者が対象ではありません。

Q2 申請したら必ず給付金がもらえますか？

A2 申請書の審査の結果、支給されない場合もありますので、ご了承ください。

Q3 息子や娘など親族の扶養となっている場合はもらえますか？

A3 あなたを扶養している親族等が課税対象者である場合は支給の対象になりません。

Q4 平成27年1月2日以降に足立区から転出した場合の申請先はどこですか？

A4 基準日(平成27年1月1日)時点で住民登録があった

Q5 基準日(平成27年1月1日)以降に亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

A5 基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方は対象になりません。

Q6 子どもの家族と別に住んでおり、私は非課税なのに、給付金の案内が届かないのはなぜですか？

A6 「給付金の案内が届かない」というお問合せの多くは、お子様やご親族の方があなたを税法上の扶養親族にしているため、対象とならない場合です。

Q7 生活保護を受けている場合は対象になりますか？

A7 平成27年1月1日現在、生活保護を受けている場合は対象になりません(平成28年4月1日までに保護が廃止または停止となった場合は対象です)。平成27年1月2日以降に被保護者となった場合は給付の対象になりますが、給付金は収入認定の対象となります。

振込口座指定書 (兼添付書類貼付台紙)

- この用紙は、申請書表面の3に金融機関口座が印刷されていない方にお送りしています。
- 受取口座(申請書表面の1申請・受給者に記載の方の口座に限ります)を以下の欄にご記入いただき、この用紙の右側に添付書類を貼り付けてください。
- この用紙は申請書と一緒に同封の返信用封筒にてお送りください。

カタカナでご記入ください。

口座名義人

金融機関 (ゆうちょ銀行以外) 金融機関名 銀行 信金 本店 支店 信組 農協 出張所

預金種目 普通 当座 口座番号 (右づめ)

ゆうちょ銀行 通帳記号 番号 1 0 記号(最初の5桁) 番号(右づめ)

ご指定の口座が解約されていないことを念のためご確認ください。
外国で開設された口座は指定できません。
ゆうちょ銀行と他の銀行の両方を記入された場合は、右側に貼付があるコピーの方を優先します。

申請書と振込口座指定書の二つを返信用封筒に入れてポストに投函してください。

申請書

年金生活等支援助成給付金(高齢者向け給付金)

申請・受給者 足立太郎

住所 足立区〇〇町一丁目△番〇号

電話番号 3880-0000

振込口座指定書(兼添付書類貼付台紙)

口座名義人 アダチ タロウ

金融機関 〇〇銀行 〇〇支店

口座番号 1154087654321

申請期限 平成28年8月31日(水)まで (消印有効)

添付書類はこちらに貼付して申請書と一緒に送ってください。

申請者氏名	フリガナ	対象者氏名	フリガナ
※申請者と同一の場合は記入不要です。			

本人確認書類のコピー
顔写真付き住基カード、運転免許証、健康保険証等
※外国人の方は在留カード、特別永住者証明書等
※代理申請(条件有・申請書裏面参照)の場合、本人、代理人の両方が必要です。

⚠️この用紙は切り取らずに、折り曲げて返信用封筒に入れてください。

ここに貼ってください

顔写真付き住民基本台帳カードのコピー (表裏)

運転免許証のコピー (表裏)

健康保険証のコピー (表裏)

【外国人の方】在留カードのコピー (表裏)

いずれか1つ

※顔写真付きのマイナンバーカードを添付する場合は、番号が載っていない表面のコピーのみ添付してください。
※個人番号通知カード(紙製のものは、本申請では確認書類として使用できません。

振込口座が確認できる書類のコピー
金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳(通帳がない場合はキャッシュカード)

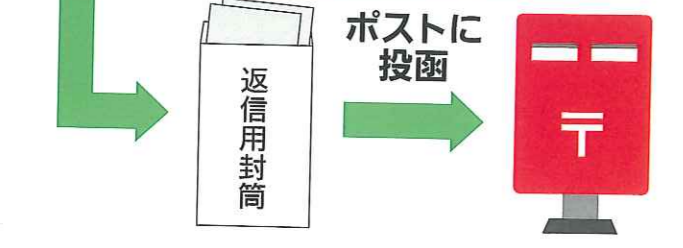
ここに貼ってください

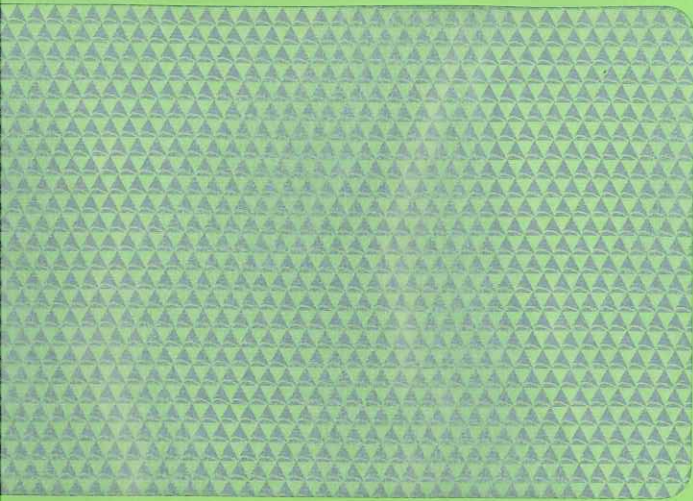
必ずお名前と口座番号が確認できる面のコピーを同封してください。

※ゆうちょ銀行の場合は通帳見開きのページ全面のコピーをご同封ください。

※台紙に貼りきれない場合は、確認書類をコピーした紙の裏面に申請者の住所・氏名を記入して、同封してください。

申請期限
平成28年8月31日(水)まで
(消印有効)





特定記録郵便

重要

料金後納
郵便

郵便区内特別

りんじ
ふくし
28-1

がある大切なお知らせです。
宛名をご確認の上、内容をご覧ください。

で慎重にお取り扱いください。

付金郵送受付
区梅島二丁目1-20



〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所

▶給付金に関するお問い合わせ先
足立区 福祉部 臨時福祉給付金担当課
臨時給付金電話窓口 (03)3880-9901

差出有効期限
平成29年2
月28日まで
切手を貼らず
にお出しな
さい

足立局承認
6198

料金受取人払

(年金生活者控福祉臨時給付金)

足立区福祉臨時給付金窓口

1208710

